

総第340号
令和8年3月27日

審査庁 四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市情報公開・個人情報保護審査会
会長 酒井 正



令和6年8月26日付け審査請求について (答申)

令和7年1月17日付け総第269号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおりに答申します。

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁四街道市長（以下「処分庁」という。）が令和6年5月29日付け四街道市社指令第19号で審査請求人に対して行った、保有個人情報開示決定処分（一部を不開示とする処分。以下「本件処分」という。）について、四街道市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は次のとおり判断する。

本件処分を取り消し、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

第2 審査請求及び諮問に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年1月30日付けで、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第2項の規定に基づき佐藤光子氏（以下「本人」という。）から委任状により委任を受けた任意代理人として、法律第77条第1項の規定に基づき「令和2年1月1日より令和5年12月31日までの期間において本人の生活保護にかかる次の文書等。1. 面接記録票、保護台帳、保護決定調書、保護費支給台帳、生活指導記録票、ケース記録票、訪問連絡票、ケース診断会議議事録及び記録票。2. 受付表、ケース番号索引簿、ケース番号登載簿、保護申請書受理簿、医療券交付処理簿、介護券交付処理簿。3. 生活保護法第28条の規定により検診を受けるべき旨を命じた際の検診命令書、検診書、検診料請求書等。4. 生活保護法第29条の規定による調査の嘱託を行った際の調査依頼書及び回答書等。5. 生活保護法第49条の規定による指定医療機関から提出された医療要否意見書、給付要否意見書、診療報酬明細書及びレセプト管理記録等。6. 生活保護法第50条第2項及び指定医療機関医療担当規程第7条に基づく証明書及び意見書等。7. 生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会を行った際の照会文書及び回答書等。8. 保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書、保護変更申請書、給与証明書、生業計画書、辞退届、求職活動状況申告書、就労状況明細報告書等、本人が作成または提出した一切の文書等。9. その他、本人の生活保護に関し作成された一切の記録。」について、保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件請求に対し、請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の量が著しく大量であり行政文書の特定及び内容の確認に時間を要すること並びに保有個人情報が記録されている行政文書には、市と本人以外の第三者に関する情報が記録されているものが多く含まれており、当該第三者に対して意見照会を行う必要があることか

ら、令和6年4月1日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、令和6年5月29日までに開示決定等を行うことを法律第84条の規定により令和6年2月13日付け四街道市社指令第21号で審査請求人に通知した。

その後、本件請求の対象である行政文書のうち「面接記録票、保護台帳、保護決定調書、ケース記録票、ケース診断会議議事録、保護申請書受理簿、生活保護法第29条の規定による調査の嘱託を行った際の調査回答書、生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会を行った際の照会文書、保護変更申請書、保護決定通知。」（以下「本件文書」という。）について、法律第82条第1項の規定により、令和6年5月29日付けで、法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当する部分を不開示とする本件処分を行い、審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、同年8月26日付けで審査庁四街道市長（以下「審査庁」という。）に対して本件処分の決定を棄却し、全部開示するという決定を求め審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 審査庁は令和7年1月17日付け総第269号で審査会に対し、本件審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件文書を部分開示するという決定を棄却し、全部開示するという決定を求める。

2 処分理由等の明示が無いことについて

本件処分について、処分庁は部分開示とした理由を法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当するためとしているが、個々の行政文書ごとに非開示部分がどのような理由で法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当するという具体的且つ明確な記載がない。

3 公務員等の職及び職務遂行の内容に関わる部分について

法律第78条第1項第2号ハにおいて、公務員等の職務の遂行に関わる情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に関わる部分は非開示情報に該当しない事が規定されているため、法律第78条第1項第2号に該当するとした部分のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に関わる部分については開示すべきである。

4 法人等の印影について

法人等の印影は、登記された団体名、代表者名及び所在地の表示に併せて押印することでこれらが一体となって団体の体をなすものであり、どの一つが欠ける事も許されないため、印影のみを法人等に関する情報の対象として不開示とするのは法の解釈が不充

分であり、開示すべきである。

5 折衝者及び関係機関の所見に係る部分について

本件文書は、生活保護という業務の遂行に鑑みて審査請求人及び審査請求人世帯の生活実態等に関する客観的且つ具体的事実の記載が中心になると考えられ、仮に関係者が抱いた印象や評価を記載する場合であっても客観的且つ具体的事実を前提として関係者の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されるものと考えられることから、そのような印象や評価が記載されている部分が開示されたからといって、特段の事情が無い限り処分庁の今後の生活保護業務の適切な遂行に支障を及ぼすとは考え難いため、法律第78条第1項第7号に該当するとした部分は開示すべきである。

第4 処分庁の主張の要旨

1 審査請求人の主張に対する意見

本件審査請求は棄却されることが適当である。

2 法律第78条第1項第2号適用の妥当性について

本件文書には、本人以外の第三者の氏名、住所、生年月日、性別、資産の保有状況、本人以外に係る生活保護に関する情報等が記載されており、これらの情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、不開示とすることが妥当である。

なお、審査請求人は、法律第78条第1項第2号ハにおいて、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に関わる部分は非開示情報に該当しない事が規定されている旨主張しているが、本件処分において公務員等の職及び当該職務遂行の内容に関わる部分を法律第78条第1項第2号該当として不開示とはしておらず、失当である。

3 法律第78条第1項第3号適用の妥当性について

本件処分において法律第78条第1項第3号は、法人その他の団体又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして適用したものである。

本件文書には、生活保護法第29条の規定による調査の相手方である各金融機関及び各生命保険会社の押印がされており、この印影が開示されることにより、不正に複写され、各金融機関及び各生命保険会社が作成する文書が偽造され、各金融機関及び各生命保険会社の財産権、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、法人等の印影は、登記された団体名、代表者名及び所在地の表示に併せて押印することでこれらが一体となって団体の体をなすものであり、どの一つ

が欠ける事も許されない旨主張しているが、法令、慣行に照らしてもそのような事実は無く、審査請求人の主張には理由がない。

4 法律第78条第1項第7号適用の妥当性について

本件処分において法律第78条第1項第7号は、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして適用したものである。

本件文書には、審査請求人及び審査請求人の同居親族との対応内容、医療機関、その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容、審査請求人に対する評価、判定、所見及びそれに関する協議内容等が記載されており、本件文書の記載内容が審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の生活保護の適正な実施、指導、援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示が妥当である。

5 処分理由等の明示が無いとの主張について

審査請求人は、本件処分について、個々の行政文書ごとに非開示部分がどのような理由で法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当するという具体的且つ明確な記載が無い旨主張しているが、審査請求人に対して通知した保有個人情報開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）の記載と開示文書を照合することで、各文書のどの部分がどの理由に該当するかは明確である。

なお、審査請求人は弁明書作成時点で本件文書の開示を受けるために来庁しておらず、開示文書を受領していないため、不開示部分を確認していない。

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人の主張、処分庁から提出された弁明書及び意見聴取に基づき審議を行った結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

審査請求人からは審査請求書に記載されている趣旨、理由以外に具体的な主張はなく、また、処分庁は不開示とした各箇所について、法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号を適用した理由を説明していることから、それぞれ該当性を検討する。

2 法律第78条第1項第2号の該当性について

法律第78条第1項第2号本文は、原則開示の例外として、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外

の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報としている。

ただし、次に掲げる情報は除くとして、同号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、同号ハ「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定されている。

当審査会において本件文書を見分したところ、不開示部分について個々の理由が記載されていないため、法令等の該当性について詳細な判断はできないが、開示請求者以外の個人の氏名、住所、性別、続柄、生年月日、学歴、心身状況、資産の保有状況等の情報が記載されていることを確認した。開示請求者以外の個人情報、法律第78条第1項第2号の本文に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、性別、続柄、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報である。しかしながら、法律第78条第1項第2号イにおいて、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は不開示情報から除くとされており、本件処分における不開示部分の一部が法律第78条第1項第2号イに該当するため、改めて開示の決定をすべきである。該当部分については、別表1に一部を例示したとおりである。

また、本件処分の本号の適用において、開示、不開示部分の統一が図られていない箇所も散見されることから、本件処分を取り消し、改めて開示の可否について決定すべきである。該当部分については、別表2に一部を例示したとおりである。

なお、公務員等の職及び職務遂行の内容に関わる部分については不開示に該当する部分がないと判断できるため妥当である。

3 法律第78条第1項第3号の該当性について

法律第78条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定されている。

不開示情報として、同号イ「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、同号ロ「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の

性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と規定されている。

当審査会において決定通知書に記載されている生活保護法第29条の規定による調査の囑託を行った際の調査回答書を見分したところ、金融機関、生命保険会社等の法人等の印影が記載されていることを確認した。

法人等の印影のうち、金融機関、生命保険会社等については、金融業務等にかかわる文書その他の重要書類に押印されるものであって、社会通念上、事業活動を行う上で当該法人が嚴重に管理するものと想定される。その印影を開示することは偽造等の懸念が生じ得るといえ、当該法人の財産の侵害や正当な利益を害するおそれがあると考えられるため、本号に該当すると認められる。

4 法律第78条第1項第7号の該当性について

法律第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

当審査会において本件文書を見分したところ、不開示部分について個々の理由が記載されていないため、法令等の該当性について詳細な判断はできないが、処分庁が法律第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした部分は面接記録票、ケース記録票において、面接員やケースワーカーの所見、率直な印象、評価、判定等の情報、また、医療機関やその他の関係機関等とのやり取りの情報などが記載されている。これらの情報は開示されることを前提とせず記録されたものであり、開示した場合には生活保護業務に著しい支障が生じる可能性があるといえる。また、関係機関との信頼関係にも影響を及ぼすおそれもあるため、その情報を不開示としたことは不当であるとはいえないが、開示、不開示部分の統一が図られていない箇所も散見されることから、本件処分を取り消し、開示の可否について改めて決定をすべきである。該当部分については、別表3に一部を例示したとおりである。

5 結論

以上により、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付帯意見

1 決定通知書に記載されている不開示とした部分とその理由の記載について、本件請求に対する行政文書が大量であること、また、審査請求人が本件文書の受領をしていないことは一定の理解ができるが、今後、不開示部分について保有個人情報の請求者に十分な理解が得られるような記載方法を検討されたい。

2 開示不開示の決定に際してその根拠づけのための十分な検討が処分庁でなされたのかどうか、疑問なしとしない場面がいくらか見られたことから、今後、開示不開示の決定につ

いて、法的な根拠を明確に示すことが当初からできるよう、適切に対応されたい。

第7 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
令和7年 1月17日	諮問書の受理
令和7年 3月26日	第1回審議 諮問事案の概要説明
令和7年 6月30日	第2回審議
令和7年10月 2日	第3回審議 処分庁からの意見聴取
令和7年10月14日	審査請求人に口頭による意見陳述の意向を照会 ※11月4日まで申立期間を延長したが、提出はな かったため、口頭意見陳述を終結
令和7年11月21日	第4回審議
令和7年12月19日	第5回審議
令和8年 2月 5日	第6回審議
令和8年 3月27日	第7回審議（答申）

別表 1

No.	行政文書名	不整合箇所 (例示)
1	面接記録票	長男の続柄、氏名、性別、生年月日、年齢
2	保護台帳	長男の氏名、続柄、性別、生年月日、学歴
3	保護決定調書	長男の氏名、性別、年齢、最低生活費認定欄の生活、等地、冬、第一類費、保護決定伺の開廃等の理由・通知案の内容 (通院交通費等)
4	ケース記録票	長男の氏名、生年月日、年齢、続柄、自動車所有状況、自動車保険情報、普通自動車運転免許証情報 (免許証番号除く)、家屋所有者情報、一時扶助の支給内容、宛先 (長男宛、長男)
5	ケース診断会議議事録	長男の続柄、氏名、年齢、学歴、職業、宛先 (長男)
6	保護申請書受理簿	長男の氏名他記載事項の全て
7	生活保護法第29条の規定による調査の囑託を行った際の調査回答書	長男の氏名、住所、性別、前住所、前々住所、生年月日、自動車保有状況の内容 (種類、氏名、年式、型式、排気量、ナンバー)
8	保護変更申請書	世帯主の病状、予約日、長男の氏名、住所
9	保護決定通知	長男のケース番号、氏名、生年月日、性別、住所、決定事由、適用年月日

別表 2

No.	行政文書名	不整合箇所 (例示)	不開示となっている箇所	開示となっている箇所	備考
1	保護台帳	父の氏名	2ページ目 扶養義務者の状況	ケース記録票の1ページ目の23行目	死亡者の情報

別表 3

No.	行政文書名	不整合箇所 (例示)	不開示となっている箇所	開示となっている箇所	備考
1	ケース記録票	みなみ包括支援センター	19ページ目の2行目から3行目 19ページ目の16行目 19ページ目の22行目他	19ページ目の7行目 20ページ目の4行目 20ページ目の8行目他	法律第78条第1項第7号該当
2		高齢者支援課係長名	25ページ目の2行目 25ページ目の18行目 28ページ目の12行目他	27ページ目の23行目 27ページ目の25行目 28ページ目の10行目他	法律第78条第1項第7号該当